

令和 8 年 6 月 18 日

国立大学法人東京大学

総長 藤井 輝夫 殿

監事 亀井 純子（原本署名）

監事 山口 大介（原本署名）

令和 7 年度 監事監査報告書

私ども監事は、国立大学法人法第 11 条第 6 項及び国立大学法人法施行規則第 1 条の 2 第 5 項並びに国立大学法人法第 35 条の 2 において準用する独立行政法人通則法第 38 条第 2 項の規定に基づき、令和 7 年度（令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで）の国立大学法人東京大学（以下、「当法人」という。）の業務執行について監査致しました。その方法及び結果について以下の通り報告致します。

1. 監査の方法及びその内容

私ども監事は、両名で定めた監査の方針、職務の分担等に従い、役員会、運営方針会議その他重要な会議に出席すると共に、重要な決裁書類等を閲覧しました。更に、役員等から業務運営の報告を聴取し、各部門責任者からは業務処理の状況を聴取すると共に、当法人の監査課と密接な連携のもとに本部並びに部局等において業務及び財産の状況を調査し、書面・証憑書類の査閲等によりこれを確かめました。また、会計監査人（E Y 新日本有限責任監査法人）から報告及び説明を受け、財務諸表（貸借対照表、損益計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、利益の処分に関する書類（案）及び附属明細書）、事業報告書及び決算報告書並びに連結財務諸表（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結純資産変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細書）につき検討を加えました。

2. 監査の結果

- (1) 当法人の業務は、法令等に従って適正に実施されており、併せて中期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているものと認めます。
- (2) 役員及び運営方針委員の業務の執行が法令等に適合することを確保するための体制、その他当法人の業務の適正性を確保するための内部統制システムの整備及び運用は、以下の点を除き、適正に運営されているものと認めます。

昨年 11 月に当法人医学部附属病院（以下、「附属病院」という。）救命救急センター所属の元准教授が収賄の容疑で逮捕、12 月に起訴され、本年 1 月には大学院医学系研究科・医学部皮膚科学教室の元教授が収賄の容疑で逮捕、2 月に起訴される等の事態となりました。これらは、当法人において外部資金を伴う研究活動に関する内部統制システムが適切に機能していなかったことによるものです。

本事案を受けて、当法人では附属病院に限らず全学的にガバナンス改革を進めるため、

最高リスク責任者（CRO）を配置する、附属病院を大学附属とする、外部資金を伴う研究活動に関する本部組織の関与を強化する、不正を生じさせるに至った組織風土を改革する、三線防衛の体制整備を行う等の改革策を策定しました。監事は、これらの改革策の妥当性を確認いたしました。

- (3) 役員及び運営方針委員の職務の執行に関し、不正の行為又は法令等に違反する重大な事実は認められませんでした。
- (4) 会計監査人の監査の方法及び結果は、相当と認めます。
- (5) 財務諸表（利益の処分に関する書類（案）を除く。）は、当法人の財政状態、運営状況及びキャッシュ・フローの状況を適正に示していると認めます。連結財務諸表については当法人及び主要な子会社等の結合された財政状態及び運営状況等を適正に示していると認めます。
- (6) 利益の処分に関する書類（案）は、法令に適合していると認めます。
- (7) 事業報告書は、当法人の業務運営の状況を正しく示しているものと認めます。
- (8) 決算報告書は、当法人の予算区分に従って決算の状況を正しく示しているものと認めます。
- (9) 後発事象

上記（2）に記載したガバナンス改革について、本年4月1日以降、CROの着任、附属病院を大学附属とするための諸手続き、外部資金を伴う研究活動に関する本部組織の関与強化等諸施策が開始されています。

- （注）上記は、監事監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当国立大学法人が別途保管しております。